

1. 割増賃金率が引き上げられます

2010年の労働基準法の改正により、1か月の時間外労働(1日8時間・1週間40時間を超える労働時間)の残業割増賃金率は、60時間以下は25%、60時間超は50%となりましたが、中小企業(①資本金の額または出資の総額または②常時使用する労働者数を満たすかどうかで企業単位で判断され、小売業①5,000万円以下②50人以下、サービス業①5,000万円以下②100人以下、卸売業①1億円以下②100人以下、その他の業種①3億円以下②300人以下)は適用猶予となってこれまでできました。

この適用猶予が解除され、2023年4月1日からは中小企業でも1か月の60時間を超える残業は、割増賃金率が25%から50%に引き上げられます。引き上げられる割増賃金率の深夜労働、休日労働との関係は、1か月60時間を超える時間外労働が22:00~5:00の深夜の時間帯におこなわせる場合には、時間外割増賃金率50%+深夜割増賃金率25%の75%(60時間以下の時間外労働の場合は、これまで通り時間外割増賃金率25%+深夜割増賃金率25%の50%)となります。休日労働は時間外労働と別に取り扱いますので、法定休日労働の割増賃金率の35%が適用されます。ただし、1週間に1日定める法定休日以外の休日に労働した場合には時間外労働の取り扱いとなりますので、時間外労働含めて計算し、実際に法定外休日労働が1か月60時間を超える時間外労働に該当するときには、50%の割増賃金率が適用されます。

割増賃金率が引き上げられますが、労働者の健康を確保するために引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の代替休暇を付与することでも良いとされます。代替休暇について詳しくはお尋ねください。

2. 雪の備え

先日、東京でも雪が降りました。東京でも毎年年に数回雪がふるとはいえ年に数回の雪のために万全の備えをとっている方はほとんどいらっしゃいません。これから次第に暖くなる時期ですが、3月でも雪の降ることはありますし、来シーズンのためにも今のうちに最低限の雪に対する備えをおこなうことを考えてみます。

雪により困らされるのは寒さと移動です。降雪時は移動をせず、行くことはできても帰ることができなくなることも考えられ、在宅勤務とするのがベストかもしれませんが、そうもいかない場合もあります。家から職場まで雪道を移動しようとするれば、通勤災害発生の危険性が通常より格段に高まるのは当然です。労働者の方もいつもと同じ靴や格好で出勤しようとはせず、大雨の時でも使える長靴で移動するようにした方がよいです。降雪時の自動車の運転は慣れていないのが普通です。自分が慣れていたとしても周りは慣れていません。自家用車の使用は控えるべきです。事故を起こす側にもなりかねません。たまに雪道で自転車やバイクに乗っている方を見かけますが、怪我をしに出かけているようなものです。



会社としては上記のことを労働者の方へご説明いただき、通勤災害の発生防止を図っていただきたいと思います。社用車をお持ちの会社は不慣れな降雪時は社用車で出かけることを控えることが良いかと思いますが、出かけざるを得ない場合もあるでしょう。最低でもスタッドレスタイヤを装着していない場合は使用させない、あるいは年に数回の雪のためではあってもスタッドレスタイヤの装着をすべきです。寒さ対策では、停電に備え電気に頼らない暖房器具を用意しておくが良いと思います。帰宅せず会社の事務所で泊まることも考慮に入れ、人数分の保存食も用意した方が良いでしょう。雪だけでなく、他の災害への備えにもなります。

● 編集後記 ●

新型コロナウイルス感染症もまもなく5類となるとのこと。よって「緊急雇用安定助成金」は令和5年3月31日をもって終了します。「雇用調整助成金」の特例措置も同日までで、その後も原則通りの対応に変更されると思われます。その場合、今までの申請とは全く異なるだけでなく事前計画も細かいルールがありますので、事前に必ずご相談くださいませ。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山